

不足額給付 2（対象者のイメージ）

<ケース①>

（例）夫（個人事業主）・妻（事業専従者）の世帯

Ex.)納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者（配偶者控除・扶養控除の対象とならない）の妻であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）場合

世帯

夫（事業主・納税者）

妻（夫の事業専従者
給与収入50万円・非課税）



扶養
とならない

✓ 定額減税の対象
1人（本人）
× 4万円
= 4万円

✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒①本人は定額減税対象外
✓ 事業専従者
⇒②夫の定額減税においても扶養親族等とならない

※税制上、事業専従者は、所得に関わらず扶養親族等には該当しないとされている。

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外

<ケース②>

（例）父・息子（納税者）・息子の妻の世帯

Ex.) 公的年金収入が158万円（合計所得金額48万円）超、概ね170万円以下（所得税・住民税が課されない）である65歳以上の高齢者が、納税者である息子等と同居している場合

世帯



父（年金収入165万円：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに課されない

⇒①本人は定額減税対象外

✓ 年金収入158万円
（合計所得金額48万円）超

⇒②息子の定額減税においても扶養親族等とならない



扶養とならない



息子（納税者）

✓ 定額減税の対象
2人（本人と妻）
× 4万円
= 8万円



息子の妻

（収入なし：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに課されない

⇒本人は定額減税対象外

✓ 息子の定額減税において扶養親族等となる



扶養となる

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外